

# 白ナンバー事業者様でも アルコール検知器義務化されます！

令和3年9月  
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、安全運転管理者（道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項において、一定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任することが自動車の使用者に義務付けられています。）の業務として、

- 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を用いて確認を行うこと
- 上記の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

を新たに定めること等を内容とする道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案等について検討しています。

**2022年4月1日から!!**  
**準備は出来ていますか？**

## 対象となる事業者

- ・白ナンバーの車を5台以上使用  
または
- ・定員11人以上の車を1台以上使用

## 道路交通法施行規則9条安全運転管理者の義務

2022.4	(1) 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、 <b>当該運転者の状態を目視等</b> で確認する。
2022.4	(2) (1)の確認の内容を記録し、 <b>当該記録を1年間保存すること</b>
2022.10	(3) <b>アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を用いて確認を行うこと</b>
2022.10	(4) <b>アルコール検知器を常時有効に保持</b> することを新たに定めることとする。

**義務化前になりますと、対象事業者の一斉導入が予想されます！**

**早めのご準備をお願い致します！！**

### 事故事例

2021年6月千葉県八街市の  
飲酒運転事故により  
男児2人が死亡、女児1人が重体、  
男児2人が重症を負った。

**たった一度の事故が企業に与える  
ダメージは測り知れません！**

でも、どんな検知器を選べばいいのかわからない・・・  
そんな時は、ビジネス交流センターへお任せください!!

※現在、納期にお時間を頂いておりますので、予めご了承ください。

